

令和7年度価格転嫁の円滑化推進事業業務 公募型プロポーザル仕様書

1. 業務名

令和7年度価格転嫁の円滑化推進事業業務

2. 目的

熊本県では、国の関係機関や経済団体等と相互に連携・協力し、労務費や原材料費などの上昇分の適切な価格転嫁に向けた機運醸成を図るために、令和5年12月、国の地方支部局や県内経済団体と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結している。

熊本県商工会連合会による会員事業者への影響調査（令和7年3月末時点）によると、約8割の事業者が「価格転嫁できた」と回答されており、前回調査（令和6年9月）から1割ほど増加している。

一方で、「価格転嫁はできたが、不十分である」との回答が7割を占め、事業者の経営を圧迫している状況が続いている。

そこで、本事業では、価格転嫁が難しいとされる一般消費者を対象とした価格転嫁の理解を求める広報や事業者を対象として価格転嫁の手法や好事例を学ぶためのセミナーを開催することで、価格転嫁の機運を醸成するとともに実効性向上に繋げる。

3. 業務委託の期間

契約締結の日から、令和8年（2026年）1月30日までとする。

4. 委託業務

1) 価格転嫁に対する一般消費者の理解向上に向けたポスター・チラシの作成

労務費や原材料費などの上昇分の適切な価格転嫁に向けた機運醸成を図るため、一般消費者を対象とした価格転嫁の理解を求めるポスター及びチラシを作成（ポスター最低700枚、チラシ最低5,000枚）し、県が指定する納品場所（約200か所）に配布すること。

(2) 価格転嫁に係る事業者向けセミナーの開催

県内事業者の価格転嫁・交渉の理解促進を図るため、価格転嫁の進め方についての基礎的な知識や価格交渉のノウハウ、原価計算の手法等に関するセミナーを企画し、開催すること。なお、セミナーの内容は、単に売価を上げる価格転嫁のテクニックだけでなく、これまでの好事例や業種にあった手法の紹介と合わせて経営者のマインドの転換を訴求する内容とすること。

5. 最終成果品

令和8年（2026年）1月30日までに、以下の最終成果品を納入すること。

① 業務完了報告書 1部

② 作成した広告等に係る電子データ 一式 [CD-ROM等の記録媒体により納入]

6. 発注者との連携

- (1) 業務の実施に当たっては、県商工政策課と十分に連携しながら行うこと。
- (2) 業務の進捗管理等を行う総括責任者を配置すること。
- (3) 進捗状況について、随時県に報告すること。

7. 業務委託仕様書

業務委託契約に係る仕様書については、本公募型プロポーザル仕様書及び提案者の企画提案を基に、県と提案者が協議の上、決定するものとする。

8. 留意事項

発注者熊本県（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の事項について留意する。

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、本業務の遂行に当たって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (4) 原則として、乙は本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲の承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (5) 乙が本業務により作成した成果品及びその他の二次著作物については、甲に帰属する。
- (6) 第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、乙が著作権者の承諾を得て行うものとし、甲が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、乙は一切の責任を負うこと。
- (7) 業務委託契約後、契約金額の範囲内において、甲と乙が相互に協議の上、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (8) その他、業務を円滑に進めるため、仕様書に定めのない事項については、甲と乙が相互に協議の上、決定する。